



Title	政府の規範原理としての功利主義：『政治学要論』におけるシジウィックの経済政策思想
Author(s)	中井, 大介
Citation	大阪大学経済学. 2006, 56(1), p. 42-57
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/16001">https://doi.org/10.18910/16001</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 政府の規範原理としての功利主義

## —『政治学要論』におけるシジウィックの経済政策思想—

### 中 井 大 介

#### I 序 論

『政治学要論』(1891) は、『倫理学の諸方法』(1874) および『経済学原理』(1883) と並ぶ、シジウィック (Henry Sidgwick, 1838–1900) の代表的著作の一つである。

従来のシジウィック研究において、『倫理学の諸方法』はその出版当時から今日に至るまで、多くの注目を集めてきており、特に古典的功利主義者としてシジウィックは確固とした評価を得ている一方で<sup>1</sup>、その結論である「実践理性の二元性」——個人の究極的規範原理である利己主義の方法と功利主義の方法が対立しうる——には否定的評価が下される傾向にある<sup>2</sup>。しかし近年では、シジウィックの知性史における「実践理性の二元性」の重要性<sup>3</sup>、利己主義・直覚主義・功利主義を中立的に検討する包括的・体系的な倫理学研究としての側面、あるいは利己主義の方法のもつ積極的意義<sup>4</sup>などにも肯定的な評価が与えられつつある。

<sup>1</sup> シジウィックの倫理学に関する本格的研究としては、例えば、Havard (1959), Schneewind (1977), 奥野 (1999), Durand (2002) などがある。

<sup>2</sup> 初期の反応としては Barratt (1877) による「実践理性の二元性」への批判などがある。また Moore (1903) はシジウィックの功利主義の方法を評価しつつも、功利主義の方法と対等なものとして利己主義の方法が位置づけられていることには批判的である。近年の研究では Baier (1995) や Holley (2002) などがある。

<sup>3</sup> Schultz (2004) は、シジウィックが自身の「生涯の課題」として「実践理性の二元性」に取り組んだことに注目する。

<sup>4</sup> Shaver (1999)。

他方で『政治学要論』は、出版当初こそ一定の反響を呼んだものの<sup>5</sup>、一般に注目されることは少なく、それ自体としての意義は十分に明らかにされていない<sup>6</sup>。とりわけ近年において、シジウィックの政治思想といえば、大衆に功利主義計算を委ねるのは危険であり、エリートが秘教的に功利主義を掌ることが社会的に望ましいとする『倫理学の諸方法』の言説<sup>7</sup>に着目し、「植民地総督府の功利主義」(Government house utilitarianism) として否定的に評される傾向にある<sup>8</sup>。ところで『政治学要論』は、第一部の政府のなすべき役割と第二部の政府のあるべき構造が区別される特徴的な二部構成となっている。さらにそこで注目されるのは、政府のなすべき役割が、個人主義、干渉主義、および

<sup>5</sup> 初期の評価としては、Edgeworth (1891) による好意的な書評がある。同じく初期の書評で Walpole (1892) は、スミスの『国富論』と『道德感情論』を引合いに出して、シジウィックは利己心を除外して社会は功利主義によって導かれるものとして『政治学要論』扱うべきであったと批判する。しかしながら、ウォルポールはシジウィック自身のスミス解釈やシジウィック『経済学原理』を理解しておらず、『政治学要論』の主題を誤解している。

<sup>6</sup> 『政治学要論』に関する主要な研究としては、日常生活に基づく経験的な科学として注目する Collini (1992) や、現実を重視する姿勢を持つものとして評価する萬田 (1992) などがある。また、政治哲学研究において、『倫理学の諸方法』におけるシジウィックの功利主義思想に触れられることはあっても、『政治学要論』は看過されることが多い。例えば Miller (1999), Kaplow and Shavell (2002) などがそうである。

<sup>7</sup> Sidgwick (1907), pp. 480–492.

<sup>8</sup> 例えば、Goodin (1995), Williams (1995), Wolff (1996) などが挙げられる。

社会主義に区別されたうえで、それらを統合する政府の究極的規範原理として功利主義が据えられていることである。本稿では『政治学要論』における政府のなすべき役割についての議論を整理することで、シジウィックの経済政策に関する基本的な問題意識を明らかにする。

まず第Ⅱ節では、個人の規範原理を追及する『倫理学の諸方法』の概要を提示し、そこでシジウィックの問題意識が、『政治学要論』で功利主義を基準とした政府のなすべき役割を検討する際にも貫徹されていることを示す。第Ⅲ節では、個人主義、干渉主義、社会主義に区別される政府のなすべき役割に関する議論を整理する。そして、最後に『政治学要論』におけるシジウィックの問題意識を明確に示す。

## Ⅱ 功利主義

シジウィックは倫理学と政治学の両学問を道徳哲学——彼自身の言葉では「実践哲学」——の中心的部門としてしばしば並置させて論じる<sup>9</sup>。すなわち、倫理学は個人によって何がなされるべきかに関する実践的研究であるのに対して、政治学は社会ないし政府によって何がなされるべきかに関する実践的研究である、というのである<sup>10</sup>。本節では、まず(1)『倫理学の諸方法』の概要を示し、そこで個人の究極的規範原理として提示される利己主義の方法と功利主義の方法について確認する。そのうえで、(2)『政治学要論』において政府のなすべき役割を導く際にシジウィックの依拠するものが、政府の究極的規範原理としての功利主義であることを示す。さらに、『倫理学の諸方法』で、直覚主義や義務論といった非帰結主義を排し、行為の正しさを幸福への寄与によって判断する帰結主義を選択したシジウィックの姿勢が、『政治

学要論』で政府のなすべき役割を考察する際にも貫かれていることを明らかにする。

### 1. 個人の規範原理

#### ——利己主義の方法と功利主義の方法——

シジウィックは『倫理学の諸方法』において、個人のなすべき行為に関する究極的規範原理とは何かを追求する。そこで彼は、一般的に受容されている、利己主義の方法、直覚主義の方法、および功利主義の方法が、個人の究極的規範原理と見なされうるのかを中立的に分析する。

その分析において、シジウィックが判断基準とするのは、人々の経験や内省を通じて洗練された共通の道徳的思考から導かれる、慎慮の公準、正義の公準、および博愛の公準である。慎慮の公準は「私は私自身の善を意図すべき」という思考、正義の公準は「異なる諸個人が異なる扱いを受けるべきでない」という思考、そして博愛の公準は「あらゆる人の善を同等に扱うべき」および「善一般を目的とすべき」という思考である<sup>11</sup>。

第一に、利己主義の方法とは、個人のなすべき行為として自らの幸福を最大化する行為を選択する方法であり、慎慮の公準によって究極的規範原理に認定されるとシジウィックは言う。ただしその方法とは、目先の快楽に耽ることなく、自身にとっての異時点間の幸福を同等に配慮する合理的利己主義であることに注意を要する。

第二に、直覚主義の方法とは、個人のなすべき行為として直覚的に把握した一般的基準に合致する行為を選択する非帰結主義的な方法である。しかし、一般的基準を構成する義務や徳目に対する考え方には個人差があること、あるいはそれらが互いに対立する場合には結局のところ功利主義の方法によって調停されうることなど

<sup>9</sup> Sidgwick (1902).

<sup>10</sup> Sidgwick (1907), p. 1.

<sup>11</sup> *ibid.*, pp. 381-382; p. 496.

から、この方法は棄却される。

最後に、功利主義の方法とは、個人のなすべき行為として「[社会ないし人々] 全体として最大量の幸福を生み出す行為」<sup>12</sup>を選択する方法である。シジウィックは博愛の公準を通じて功利主義の方法が個人の究極的規範原理に認定されると述べる。

また、ここで触れなかった正義の公準に関して、政府が市場取引における正義を確立することで各人の経済活動が促進されること、正義が他者への分け隔てのない配慮を通じて個人の博愛を育むことなどをシジウィックは重視する。しかしながら、幸福という究極目的にとって、正義は「従属的で副次的な有効性をもつに過ぎない」<sup>13</sup>と彼は結論付けるのである。

最終的にシジウィックは、もたらされる幸福によって行為の正しさを判定する帰結主義の立場から、利己主義の方法と功利主義の方法を個人の究極的規範原理として認めたのであった。しかし、二つの究極的規範原理が同時に存在することによって、両者の指示示す行為が衝突し、なすべき行為を決断できない「実践理性の二元性」が生じる可能性を彼は認めざるを得なかつたのである。いずれにせよ、シジウィックは『倫理学の諸方法』で、直覚主義などの非帰結主義を棄却し、行為の結果得られる幸福に基づく帰結主義を採用し、さらに利己主義の方法と功利主義の方法というなすべき行為に関する二つの究極的規範原理を個人が併せ持っていると結論付けたのであった。こうした彼の個人の倫理に関する問題意識は、政府のなすべき役割を扱う『政治学要論』でも共有されることになる。

## 2. 政府の規範原理としての功利主義

ここでは、まず『政治学要論』において、シ

<sup>12</sup> *ibid.*, p. 411.

<sup>13</sup> *ibid.*, p. 421.

ジウィックが政府のなすべき役割を導く際に用いる、政府、社会の構成員、法、権利、義務などの基本的概念を整理し、その上で政府の究極的規範原理とされる功利主義とは何かを明確にする。さらに、先に論じた『倫理学の諸方法』におけるシジウィックの個人の倫理に関する問題意識が、『政治学要論』における政府のなすべき役割とどのように関連するのかを示すことにする<sup>14</sup>。

シジウィックの定義する政治学とは、政府が最高権力を行使するところの統治者と被治者の政治的関係において、何があるべきかに関する実践的研究である<sup>15</sup>。まず政府とは、一定の秩序を保つ市民社会——すなわち近代国家——で最高の政治的権力を行使する統治者を指す。秩序を保つとは、社会の構成員が政府の命令に従うこと慣れているという意味である。そして、政府は法を通じて社会の構成員を統治するのであり、その機能は、法を定める立法、法に対する違反を裁判にかける司法、そして法規と刑罰を効果的に執り行う行政の三権に分離される。さらに、実際に政府は中央政府と地方政府に分かれて政府機能を効率的に遂行する。しかし、こうした三権分立や中央政府と地方政府の役割分担を前提として各政府機関のなすべき役割を論じるのではなく、まずはそれらが相互に調和的に働くものと想定して、本源的な政府のなすべき役割を明らかにすることが先決であるとシジウィックは考える。そして、政府のなすべき役割を決定したうえで、その効果的な遂行のために政府の機能が各政府機関や分権構造にどのように分離・配分されるべきかについて

<sup>14</sup> 政府のなすべき役割に関して、本稿第II節では、主として『政治学要論』第一編第1章「政治学の領域と方法」、第2章「政治学の基本概念」、第3章「立法の一般原理」を扱い、さらに第III節では、個人主義に関しては第4章から第8章、干渉主義に関しては第9章、社会主義に関しては第10章を順次扱うこととする。

<sup>15</sup> Sidgwick (1908), p. 7.

は、『政治学要論』第二部であるべき政府の構造としての検討課題となる。

他方で、政府が統治するところの社会の構成員ないし被治者の性質について、シジウィックは次のように想定する。

… [被治者の性質に関して] 私はベンサムが“平等という善が確立されるところの諸命題”として展開したものに与するであろう、すなわち、一般に，“富の各部分はそれに対応するものとして幸福の一部分”，あるいはより正確には幸福の“一定の機会”を有する。“等しい富を持った二人の個人は幸福の最大の機会を有する”。しかし“富者の幸福の余剰は彼の富の余剰ほど大きくはならない”。／これらの基本的諸命題とは別に，“各人は彼自身の権利と利益の唯一の安全な保護者である”というミルの命題を加えよう<sup>16</sup>。

つまり、ベンサムに習って、各人は富から幸福を獲得する、人々の間での富の平等な分配によって社会全体の幸福が最大になる、富の増加によって各人の幸福は遞減的に増加する、さらにミルの「慎慮の基本公準」(elementary maxim of prudence) に習って、各人は自らの権利と利益を最も良く理解していることが想定されるのである<sup>17</sup>。シジウィックは、社会の構成員のこうした性質を前提とて、政府のなすべき役割を論じるのである。

以上のような統治者たる政府と被治者たる社会の構成員を想定したうえで、シジウィックは政府が法を通じて社会の構成員の権利と義務を定めるところの法的関係を政治学の中心課題に据える。そこで「法とは共同体の私的構成員の法的権利と法的義務を決定するもの」<sup>18</sup>であり、罰則によって保持される。また法的義務と

は法が人々に課す一定の制限であり、法的権利とは、例えば所有権などのように、他者に法的義務が課せられることである人にとって有効になる権利とされる。ここでシジウィックが法的と述べたのは、道徳的権利や道徳的義務と区別するためである。これらは実際に有効な場合もあるが、立法化には適さないものとされる<sup>19</sup>。

要するに、シジウィックは『政治学要論』で、政府のなすべき役割として、社会の構成員の法的権利と法的義務を定めるいかなる法が確立されるべきかを追及するのである。具体的には所有権や安全など被治者の主要な市民権を政府が確保することであり、反対に政府による侵害から個人を守る基本権については主として民主主義や憲政にまつわる政府のあるべき構造に関する問題として考察される。そして市民権を確立する際には、①公正な法を確立すること、②社会全体の幸福への有益性に基づいて法を確立すること、③社会全体の幸福のために個人の幸福の犠牲を認めること、④過剰な政府介入によって社会全体の幸福を阻害しないように配慮することが肝要であるとシジウィックは述べる<sup>20</sup>。そこで次のような結論に達すると彼は言う。

こうして我々は、法や政府活動一般の善さの究極的基準は、それらが一般的幸福を増大させる傾向にあるという功利主義の学説に到達するのである。／そこで統治される共同体の幸福は立法の究極目的と想定されるであろ

<sup>16</sup> *ibid.*, pp.11–12.

<sup>17</sup> Bentham (1802), pp.304–307. Mill (1861), 訳80頁。

<sup>18</sup> Sidgwick (1908), p.30.

<sup>19</sup> 法的抑制が適用できない場合、例えば親が子供の世話を怠る場合の道徳的非難や貧者を養う富者の奢侈的支出への道徳的称賛が有効であるが、近代国家では道徳的対立が頻繁に生じるため、道徳律は法よりも下位にあるとシジウィックは考える。*ibid.*, p.204; pp.209–211. その一方で、「[政府による] 規制は個人の道徳と調和すべき」とされる。Sidgwick (1907), p.16. 本稿では帰結主義を通じてシジウィックの倫理学と政治学が関連している点に注目するが、道徳と法の直接的関係にはこれ以上立ち入らず、別の機会に譲ることにする。

<sup>20</sup> Sidgwick (1908), pp.37–39.

う。…なぜなら我々は政治的な目的や性向が異なる人々によってそれが等しく認められることを見出すからである。実際に全体としての人間の幸福に役立つものとして誠実に弁護されていない広く普及した…政治的制度や実践はほとんど存在しない。それゆえに、一般的幸福を究極目的とみなすことに我々が同意している場合、我々の課題においてなされるべき最も重要な部分が残されている。つまり我々は、最大限の幸福という目的を立法によって確立するための最善の諸手段に関する、より正確に適用できる副次的原理ないし諸原理を確立するか想定するかしなければならないのである<sup>21</sup>。

こうして、社会全体の幸福の最大化を究極目的とする功利主義に基づいて、政府のなすべき役割が定められることが明言されたのである。そして功利主義に基づく政府のなすべき役割を定める最善の手段に関する「副次的原理」とは、次節で考察する個人主義、干渉主義、および社会主義である。

要するにシジウィックは、ベンサムとミルの命題に基づく社会の構成員の性質を前提として、社会的幸福の最大化という功利主義の理想を実現するために政府のなすべき役割は何かを考察するのである。そこで、シジウィックの想定する社会の構成員の性質と政府の究極目的から—シジウィック自身が必ずしも明確に示しているのではないが—次の三点が論理的に導かれる。

(1) 『倫理学の諸方法』で非帰結主義が却下され、個人のなすべき行為の究極目的に個人ないし社会全体の幸福の最大化が据えられたのと同様に、『政治学要論』でも政府のなすべき役割の究極目的に社会全体の幸福の最大化—すなわち政府の究極的規範原理としての功利主義

—を据える帰結主義が採用されていること。

(2) 社会全体の幸福の最大化を究極目的とする政府の役割にとって、ベンサムの命題に基づく社会の構成員の性質から、富の平等な分配によって社会全体の幸福を増加させる社会主義的政策が正当化されうこと。

(3) 社会全体の幸福の最大化を究極目的とする政府の役割にとって、ミルの「慎慮の基本公準」に基づく社会の構成員の性質から、各人の利己的な幸福の追求によって社会全体の幸福を増加させる個人主義的政策が正当化されうこと。

### III 政府のなすべき役割

さて、前節で考察したように、シジウィックにとって、(1)政府の究極目的は社会全体の幸福の最大化という功利主義の理想の実現であり、その目的を(2)富の平等な分配によって追求する社会主義的政策、および(3)各人の利己的な行為に任せることで追求する個人主義的政策が存在することが判明した。実際にシジウィックは政府のなすべき役割を、個人主義と社会主義に干渉主義を加えてそれぞれを区別して議論し、さらにそれらを統合する政治的規範原理として功利主義を据え置くのである。本節では、シジウィックの提示する個人主義、干渉主義、および社会主義という「副次的原理」に関するそれぞれの議論を整理することで、シジウィックがこれら三つの「副次的原理」を功利主義のもとにいかに整合的に取り込もうとしたのかを明らかにする。

また、政府のなすべき役割においてこのように「副次的原理」が区別された背景には、当時の政治的状況として、分配問題に関する個人主義と社会主義の対立にシジウィックが直面していたことがある。例えば彼は19世紀末当時の状況を次のようにも述べている。

<sup>21</sup> *ibid.*, pp. 39-40.

ここ30年間で次第に活発になっている個人主義と社会主義の論争において、不当な貧困を可能な限り阻止するという義務が自然に顕著になっている<sup>22</sup>。

そこでシジウィックは、個人主義や社会主義のいずれか一方の側に与するのではなく、両者の間に干渉主義を挿入しつつ、社会の究極的規範原理である功利主義のもとに、ネガティブな政府介入である個人主義的政策とポジティブな政府介入である社会主義的政策の両者を調停させて取り入れることで、貧困問題などに対処できると考えたのであった。

## 1. 個人主義的介入

シジウィックは、「現代文明の共同体は主として個人主義的基礎のうえに成り立っている」<sup>23</sup>ことから、第一に個人主義的原理を実際に適用した社会において望ましい法体系を考察し、続いて、個人主義的スキームだけでは社会的幸福の最大化を実現するのに不適切な場合に、どのように政府が干渉的介入を行ったり社会主義的立法を導入したりすることが望ましいのかを検討する。また、個人主義が社会全体の幸福の増進に寄与する「副次的原理」として考察されるのは、シジウィックが社会の構成員の性質として「慎慮の基本公準」を据えていたことに基づくと考えられる。

まずシジウィックは、自らの提示する個人主義とは、各人の自由や相互不干渉自体を究極目的とする絶対的個人主義ではなく、一般的幸福への有用性を基準として個人の自由な活動を正当化する「功利主義的個人主義」(Utilitarian Individualism)であるとする。その理由として、(1)もし平等な自由を究極目的とするならば、例えば富者が貧者よりも多くの自由を享受

する場合に、絶対的個人主義はすべての人に平等な富を与える極端な社会主義へと変容しかねないこと。(2)自由自体を究極目的とする個人主義からは、ある人による他者の権利への侵害の自由でさえ認められるため、私有財産制が正当化されない。しかし「功利主義的個人主義」では、労働による獲得が守られることで各人の勤勉な労働が促進され社会的幸福の増大に結びつくため、私有財産制が正当化されることなどが挙げられる<sup>24</sup>。したがって、個人主義的立法の目的とは

(1)あらゆる良識ある成人に対して、物質世界を彼の必要と欲求の充足に適用すること、および自らの見解で同じ目的に向かう他の人間との関係を確立することによって、彼自身の幸福に資する自由を確保すること。(2)他の人間の活動によって直接ないし間接に引き起こされた苦痛や損害から彼を守ること——この損害には強要や詐欺によってなされた約束の不履行による損害を含む。さらに、(3)子供達が自活できるようになるまでの期間において、保護、滋養、および教育の義務を両親に課すこと、そしてそうした両親の義務のよりよい履行の観点から家族関係——およびある程度一般的な両性の関係——を規制すること<sup>25</sup>

とされる。つまり、(1)各人の利己的な幸福追求に適した物的環境および人的環境を整備すること、(2)他者による侵害から各人を守ること、(3)幼児の保護・滋養・教育の義務を両親に課すことである。

そして、以上の目的に沿った功利主義的個人主義に基づく政府介入は、必要最小限の機能である「個人主義的最小限」(Individualistic

<sup>22</sup> Sidgwick (1899), p.137.

<sup>23</sup> Sidgwick (1908), p.43.

<sup>24</sup> *ibid.*, pp.47-49.

<sup>25</sup> *ibid.*, p.58.

minimum) に抑えられることが肝要であるとシジウィックは言う。そこで「個人主義的最小限」に基づく政府介入とは、「社会での実際の人間の状態に、実践的に可能な限り厳密に、個人主義的原理を適用した結果生じる私的個人間での法的権利と法的義務の配分」<sup>26</sup>とされる。以下では、「功利主義的個人主義」に基づく政府介入の「個人主義的最小限」における重要な事例である、侵害への保護、財産、契約、相続、および不正への対処、さらに間接個人主義的政府介入に関するシジウィックの具体的議論を確認しよう<sup>27</sup>。

まず個人の権利の侵害に対する保護は、「個人主義的最小限」に基づき、出来る限り他者の権利を阻害しないように遂行することが前提となる。そのうえでシジウィックは次のように指摘する。①故意の危害だけでなく不注意による危害にも補償が必要である。②損害を与えること自体を目的とした人間関係の妨害は禁じられる。③だます意図がない主張によって被害が生じた場合に補償が必要かどうかは難しい問題である。④脅迫によって他者の行為を強制することは規制されるべきである。⑤悪意なく他者に精神的苦痛を引き起こす場合、行為を規制される人の被る苦痛があまりに大きいが、社会秩序の維持という観点からも規制の是非を問うべきである<sup>28</sup>。

次に財産権に関しては、先にも触れたように、自らの労働によって獲得したものを排他的に使用する権利は、各人の勤勉な労働を促進して社会的生産の増大を導く誘因として不可欠であるため、私有財産制が功利主義的個人主義から正当化される。また、大気汚染など他者への間接的な悪影響をもたらす場合の排他的使用に

<sup>26</sup> *ibid.*, p. 44.

<sup>27</sup> 個人主義的最小限に基づく政府の役割には、以上のほかに幼児の滋養や教育、外国からの攻撃や侵略への防衛、あるいは政府活動の資金の供出などがあるが本稿では割愛する。

<sup>28</sup> *ibid.*, pp. 58-65.

関しては、その規制によって確保される効用と規制される人が失う効用を比較して裁定すべきである。また、土地の私有は、他者の機会を減少させるが、効果的な労働投入の観点から社会的に不可欠であるとされる<sup>29</sup>。

契約に関してシジウィックは、私有財産制と並んで、各人の契約履行の遵守および自由な契約締結が近代の個人主義的な産業組織の展開にとって欠かせないとする。そこで、契約が有効となり遵守されるべき条件として、①当事者の双方が成熟した理性を持つこと、②抑圧の下になされた契約ではないこと、③契約において不注意な説明がないこと、④契約自体に法の侵犯や他者へ危害を加える行為が含まれないことなど彼は掲げる<sup>30</sup>。

またシジウィックは相続について、自由 자체を目的とする個人主義では、遺贈を受ける人の自由を認めれば遺贈する人の生前の自由を妨げることになり、どちらを優先すべきか裁定不能になる。しかし、功利主義的個人主義においては、遺贈の権利を認めることが遺贈しようとする人の生前の勤勉と繁栄に寄与するため、遺贈の自由は認められるとシジウィックは述べる。また、遺児の滋養や教育のために政府が遺贈へ介入することは個人主義に合致するとされる<sup>31</sup>。

さらにシジウィックは個人主義的スキームにとって、政府が賠償と処罰を強制することで不正への対処を行うことが不可欠であるとする。そして、賠償と処罰は、将来の危害の予防となるように強制されることが望ましいとする。まず賠償とは、ある行為によって意図せずして他者へ損害を与えてしまった場合の埋め合わせである。ただし、行為の結果を完全に予見するこ

<sup>29</sup> *ibid.*, pp. 67-81. あるいは土地の所有権がその第一発見者に正当化されるのは、その土地が「私有されなかった場合よりもよい状態に据えられる」場合であるとされる。Sidgwick (1901), p. 502.

<sup>30</sup> Sidgwick (1908), pp. 82-97.

<sup>31</sup> *ibid.*, pp. 98-108.

とは不可能であるため、行為の結果の全責任をその行為者に負わせることは、各人の精力的活動を妨げてしまい、却って社会全体の幸福にとっては損害となる。そこでシジウイックは、他者に生じた損害が行為者の怠慢による場合にのみ、賠償の法的強制が必要であるとする。次に処罰とは、意図的に危害が加えられる場合の報復である。処罰に関してシジウイックは、①同じ罪の場合でも、教養があり財産によって守られる富者にはより大きい処罰が適当なこと。②処罰によって必要以上の苦痛を課さないこと。③犯罪の予防効果を減じずに処罰による苦痛を可能な限り小さくするため見せしめ（処罰を現実よりも大きく見せること）などが有効なこと。④処罰は共同体にとって極力小さな負担とすべきこと（加害者への処罰が同時に被害者への賠償となることが望ましい）。⑤特に極刑を実施する際には判決における錯誤の可能性を考慮して処罰を可能な限り軽減すべきことなどを指摘する<sup>32</sup>。このように不正への対処として、政府が正義を確立する必要性をシジウイックは論じているのである。しかし、正義はそれ自体として求められているのではなく、むしろ個人主義的組織を効率的に運営するための「従属性的で副次的な有効性をもつ」ものとして据えられているのである。

最後にシジウイックは、事前に犯罪行為や危害を予防する間接個人主義的な政府の役割について論じる。具体的には、自衛の容認、容疑者の勾留、政府による事前警告や監視などである。こうした政府の役割は、個人の活動に一定の負担や制限を課すことから、確かに「個人主義的最小限」に抵触することをシジウイックは認める。しかしながら、「私的個人に課される負担が守られる害悪と比較して僅かである」<sup>33</sup>ならば、間接個人主義的な政府介入は、功利主

義的個人主義の立場から正当化されるとシジウイックは言う。そこで彼は、劇薬の指定や購入者名簿の保存、出版物への出版社名と著者名の記述などの法的強制が望ましいとする<sup>34</sup>。

以上のように、シジウイックは個人主義を功利主義の理想を実現するための第一の「副次的原理」に位置づけて論じたのであった。シジウイックの提示した個人主義とは、自由の実現自体を究極目的とする極端な個人主義や自由放任主義とは一線を画するものであり、各人による自由な幸福の追求が円滑に行われることによって社会全体の幸福が増進するという観点に基づいて、その中で最小限必要とされる政府の役割が論じられたのであった。また、こうしたシジウイックの個人主義の背後に貫かれている思想は、社会の構成員の性質として掲げられた「慎慮の基本公準」であったことは明白である。しかし、現実には、以上のような政府介入の「個人主義的最小限」だけでは、社会的幸福の最大化は実現されないため、これから考察する政府の干渉的介入が必要であるとシジウイックは考えるのである。

## 2. 干渉主義的介入

シジウイックは以上のような個人主義の議論を終えて、社会主義の議論に取り掛かる前に、干渉主義について論じる<sup>35</sup>。政府の干渉的介入は、シジウイックが個人主義と社会主義の間に挿入する、いわば緩衝材的な政府の役割である。

まずシジウイックは、干渉主義を先に考察した間接個人主義と区別する。すなわち、間接個

<sup>32</sup> *ibid.*, pp. 109–125.

<sup>33</sup> *ibid.*, p. 130.

<sup>34</sup> とりわけ言論の自由に関してシジウイックは、たしかにそれが一定の権利の侵害を引き起こす傾向はあるものの、自由闊達な人々の批判を通じて立法と行政の改良を促し、公共感情を鼓舞するものなので規制されるべきではないとする。

<sup>35</sup> シジウイックは干渉主義（paternalism）という言葉は用いず、干渉的介入（paternal interference）と述べているが、本稿では個人主義および社会主義という用語と統一させるため干渉主義という語を用いた。

人主義的な政府介入とは、他者に害をなす危険はあるがそれ自体としては直接的に有害でない行為を規制の対象とするのに対して、政府の干渉的介入とは、行為者自身に害をなす行為を規制の対象とするのである<sup>36</sup>。シジウィックは両者の区別を次のような例を用いて説明する。「毒のあるピクルス」や「暴発しそうな銃」などの危険な財の購入の禁止は干渉的介入であるが、それらの危険性を政府の専門化が示したうえで、購入の是非を消費者に委ねることは間接個人主義的介入である<sup>37</sup>。そして両者の介入を代替的に選択できるのであれば、可能な限り個人の自主的は判断を損ねないために、間接個人主義的介入が望ましいとされる。

そこでシジウィックは干渉主義の問題点を次のように指摘する。(1)平均的な人びとは自らの利益について政府よりもよく知っており、干渉的介入は直接的には有害となる傾向がある。(2)干渉的介入が直接的に有益であっても、各人の努力や自助を阻害する間接的な悪影響が生じる。(3)自分の行為が規制されることを直接望むような個人はいない。(4)干渉的介入に要する費用や為政者の努力がその効果に見合ったものであると人々は考えない。(5)干渉的介入に伴う政府の権力や影響力の増大という政治的危険が生じる<sup>38</sup>。

それでは政府の干渉的介入が正当化されるのは、一体どういう場合なのか。シジウィックは次のように述べる。

… “各人は自身の福利の最善の保護者である”という原理【慎慮の基本公準】への固執は、その原理がよりかかるところの証拠によって合理的に正当化されない。私はこの原理が人間生活の我々の通常の経験から大雑把に帰納されたものであると考え、それからの

乖離を唱道する人に重い立証責任を負わせるのに十分に強固で広範な経験的論拠に基づいて支持されるが、ほぼ普遍的な真理であるとまでは決して一様には証明されないと見なす。それゆえに、もし強固な経験的根拠がこの原理に対する特定の実践的例外を認めさせるために提出されるならば——例えはもしこれらの人々がギャンブルやアヘン吸引によって自滅したり、あるいは知っているながら産業的プロセスにおいて容易に避けられる危険を招いたりする傾向が大いにあることが証明されるならば——私が思うに単に自由放任に肩入れする従来の一般的仮定を理由に、介入せずにこれらの実践を放置しておくことは不合理であろう<sup>39</sup>。

つまり、各人は自らの福利の最善の保護者であるという「慎慮の基本公準」は必ずしも普遍的真理ではなく、実際にはアルコール、賭博、麻薬などに熱中する自滅行為や注意が散漫になり当人にとって危険を招く行為が散見されるのである。そして、自由放任を根拠としてそうした行為を見過ごすことは不合理であるとシジウィックは考えるのである。それでも先に見たように、干渉的介入は個人の自由な活動の抑制となるため、可能であれば間接個人主義に基づく介入などに代替することが望ましい。例えはアルコール依存症の問題では、消費者自身ではなく製造業者や販売店を規制する介入をシジウィックは勧める。しかしそうした代替的手段によっては効果的な抑制が見込まれない場合には、政府の干渉的介入による個人の行為への直接的規制が必要であるとシジウィックは考えたのであった。

このように、各人が合理的に自分自身の幸福を追求するという「慎慮の基本公準」が満たされない場合に、政府の干渉的介入が求められる

<sup>36</sup> *ibid.*, pp. 132-134.

<sup>37</sup> *ibid.*, p. 136.

<sup>38</sup> *ibid.*, p. 41.

<sup>39</sup> *ibid.*, pp. 136-137.

である。つまり、それは社会的幸福の最大化という社会の究極目的を実現するために、個人主義の欠陥を補うことで、個人主義と社会主義との間隙を埋める政府介入なのである。

### 3. 社会主義的介入

政府の究極的規範原理である功利主義の「副次的原理」について、個人主義、干渉主義と考察したうえで、最後にシジウィックは社会主義に取り掛かる。まず彼は社会主義に関する当時の状況を次のように見ていた。

現在の世論と実践の流れは諸個人の事柄に関する政府介入の範囲と規模を増大させる方向にあることが普遍的に認められている。そして現行の議論においてこの傾向の帰着は“個人主義”と対比される“国家社会主義”といった名の下にしばしば一括りにされる。私が思うに、この正反対の言葉に混ぜ合わされ混同される傾向がある非常に異なる問題点を区別することで、この単純なアンチテーゼに伴いがちな思考の曖昧さを取り除くことが重要である<sup>40</sup>。

そこでシジウィックは、個人主義を最も強力に推し進める自由放任主義において、その主張が成立するためには、(1)各人は自分自身の利益を政府がするよりもうまく見出す、(2)さらにそうした各人の行動によって社会全体の幸福の最大化が実現する、という二つの命題を区別したうえで、両命題が同時に満たされなければならないとする<sup>41</sup>。しかしながら、最小限の政府介入によって個人主義を実現しようとしても、現実には(1)の命題が満たされない場合に政府の干渉的介入によって個人主義の欠陥を補うことが必要であることはすでに確認した。そして

さらに、「個人主義的最小限」の介入と干渉的介入によって(1)の命題が満たされたとしても、そこから(2)の命題が必然的に導かれるのではないとシジウィックは論じる。つまり彼は、社会全体の幸福の最大化という功利主義の理想の実現のためには、政府が社会全体の幸福を直接的に引き上げる社会主義的政策が必要である、あるいはそうした政策を講じる余地が残されていると考えるのである。

また、シジウィックは個人主義と社会主義の両者の関係について、次のように述べる。

アダム・スミスと彼の後継者に導かれて社会生活の経済面を真剣に熟考する人で…利己心という動機が強力且つ間断なく作用することを疑いうる人はいない。そして推進力あるいは統制力を持つものとしてそれに代わるものを見出すという困難は、その現在の個人主義的な基盤以外の何らかの上に社会秩序を再構成するためのあらゆる巨大なスキームを拒否する最も重要な根拠となる。…私が理論的な正当性を提案しようとする社会主義的介入は、主として個人主義的なシステムにおける補助的で副次的な要素としてのみここで推奨される<sup>42</sup>。

すなわち、個人主義的なシステムを前提としたうえで、社会主義的介入はその「補助的で副次的な要素」として提案されるに過ぎないというのである。つまり自然的自由の体系では不適切な事例や例外的な事例に対して、シジウィックは具体的には次のような社会主義的介入を提案する。

①天然資源の私用によって乱獲や乱費がなされたり他者の生産的労働の機会が妨げられたりする場合に規制を課すこと。②個人にとって利益にはならないが社会にとっての一般的利益と

<sup>40</sup> *ibid.*, p. 143.

<sup>41</sup> *ibid.*, pp. 144–145.

<sup>42</sup> *ibid.*, p. 146.

なる森林保護や科学調査一般などを政府が行うこと。③民間企業によって有料で運営されるのには適さない架橋を公的基金から建設すること。④社会全体の経済的損失を招く独占や結託を規制すること。⑤債権者保護、銀行業、貧者への保険、紙幣発行、統計情報などの資金面で民間企業に向かない事業を政府が運営すること。⑥重要な公益をもたらす道路・水道建設に必要な土地を政府が強制的に収用すること。⑦規模の経済性と独占に陥る危険性から、郵便、電信、水道、電灯などを政府が運営すること。以上は、個人の財産の運用や民間企業の活動の領域を狭める広義の社会主義的介入であり、その種類に応じて、(1)規制および助成、(2)政府による事業の一部引き受け、(3)政府による事業の独占などの方法によって、政府による規制や政府による運営が望ましいとされる<sup>43</sup>。

他方で、以上のようにシジウィックが容認する広義の社会主義的介入とは別に、狭義の社会主義的介入が存在するとされる。すなわち「富者の負担によって貧者を益することで富の分配を変更する」<sup>44</sup>政策である。シジウィックはその当時、極端な社会主義的スキームを唱道する人々が脚光を集めていたことに触れる。つまり彼らは、私有財産の顕著な不平等は、資本の不平等な分配に基づくものであり、私的所有を社会共通の所有に変更し、産業の重要部門の民間経営を政府の運営に切り替えることで、産業資本への利払いは消滅し、労働がすべての報酬を受け取り、さらに産業的平和が実現して人々の間で公共精神が育まれると主張していたのである<sup>45</sup>。ところが、彼らの主張を裏付けるためには、民間企業の私的で競争的な運営よりも政府の運営が優れることを証明しなければならないとシジウィックは言う。たしかに、政府部門の改善を通じて将来的には政府の運営が望ましい

ものとなるのかもしれない。しかし、いずれにせよ現状において、活発なエネルギーと警戒心を確保し、新しい知識と機会を創造し、新たな必要や条件に柔軟且つ自由な産業的方法で対応し、怠惰と浪費を削減する民間企業の効率的な経営に、公的部門はまったく太刀打ちできないことから、経済学者の圧倒的大部分は産業の私的で競争的な管理を推奨しているのだとされる。シジウィック自身も、「現在あるいは近い将来における集産主義者の理念の実現は産業的発展を阻止するだろう。そしてそれがもたらす所得の相対的な平等は貧困における平等となるだろう」と述べ、産業の運営に関する狭義の社会主義ないしは集産主義を強く牽制する<sup>46</sup>。

また、もう一つの社会主義的介入として、再分配政策についてもシジウィックは言及する。一見すると、第Ⅱ節で確認したように、シジウィックの想定する社会の構成員において、各人の富の増加に対して幸福の増加は遞減的であり、平等な富の分配によって社会全体の幸福は増加するとされることから、彼は再分配政策への門戸を開いているように思われる。例えば彼は次のように述べている。

…もし自由という長所を実質的に犠牲にしない限りで達成されうるならば、享楽の手段と機会に関する分配のより大きな平等の実現はそれ自体望ましいものであることは私にとって疑う余地がないように思われる<sup>47</sup>。

しかし、分配を平等化させることには、同時に社会全体の幸福を減少させる作用が働くことを彼は懸念する。すなわち、

富の大きな平等化はおそらく産業的発展が依拠するところの資本蓄積を阻害し、蓄積され

<sup>43</sup> *ibid.*, pp. 147-153.

<sup>44</sup> *ibid.*, p. 153.

<sup>45</sup> *ibid.*, p. 158.

<sup>46</sup> *ibid.*, p. 159.

<sup>47</sup> *ibid.*, p. 160.

る資本の管理を悪化させるであろう。なぜなら現在の条件の下で最も経済的な産業の組織は単一の管理の下での大規模な資本を必要とし、そして借入資本あるいは合弁資本の管理は管理者【自身】によって所有される資本のそれ【管理】よりも平均して劣るであろうから。さらに知的な文化の効果的な持続と発展——それはその効果的な伝播に必要な状況である——は完全な余暇と充分な額の財産を享受する人々の多数の集団の存在を必要とするであろう。なぜなら知識の発展の原動力である私欲のない好奇心、およびアートの発展を導く嗜好の洗練は、そうした集団を除いて同感の自由な働きとそれを育む影響をほとんど見出すことはできないから…<sup>48</sup>。

つまり、富の分配の平等化は産業発展を阻害するのである。それどころか、文化やアートの発展を担う富裕層の役割までもが、シジウィックによって肯定的に捉えられているのである。いずれにせよ、再分配政策、救貧法、労働時間の上限の設定などの社会主義的介入は個人主義に反するとしてシジウィックはこれらを全面的に認めようとはしないのである。そこでシジウィックは前述の狭義の社会主義的介入、あるいは再分配政策について、「その主要目的が…現状の所得の厳しい不平等の緩和にある」ところの、貧困の救済や公共教育に限定して政府介入を認めるのである<sup>49</sup>。つまり、国家が教育への支出を図ることで労働による富の獲得の機会を平等化する介入は、必ずしも個人主義に反するのではなく、自助と精力的活動を促すものである。あるいは、労働の機会を単に平等化するだけでは救いきれない極端な貧困で、なおかつそれが予期できない不幸によってもたらされている場合には、出来る限り各人の勤勉と節儉を

損なわないように配慮しつつ、政府は救済を実行すべきであるとされる。また、課税については、公平な負担の観点からすれば所得比例的な課税は貧困層にとって極端な負担となるために、累進課税が正当化されうるしながらも、やはり資本蓄積を阻害するなどの悪影響があることから、彼は慎重な態度を決して崩さないのである<sup>50</sup>。すなわち、シジウィックは出来る限り個人主義に相反しない方法での、貧困救済の社会主義的介入を追求するのである<sup>51</sup>。さらに、明らかに自由放任が上手くいかない場合であっても、社会主義的介入には、(1)政府機構の過剰負担、(2)圧政治的な権力の拡大、(3)特定の階級の望む利益への偏重の危険などがあり、政府介入の便宜を容易には正当化できないとの慎重な言葉をもって社会主義に関する議論をシジウィックは締め括るのである<sup>52</sup>。

#### IV 結 論

さて、以上の議論をまとめると次のようになる。シジウィックは、政府ないし社会の究極的規範原理として、社会全体の幸福の最大化を究極目的とする功利主義を据える。そして、その功利主義のもとでの政府のなすべき役割を、個人主義、干渉主義、および社会主義という三つの「副次的原理」に分類して論じたのであった。そこで、第一にシジウィックは個人主義について論じたのであるが、それは、社会の構成員の示す性質である「慎慮の基本公準」をもとにして、各人の自分自身の幸福を追求する行為こそが社会全体の幸福の増進にとって最重要であると彼が考えたからであった。したがって、そこでの政府のなすべき役割とは、各人による

<sup>48</sup> *ibid.*, p. 182.

<sup>49</sup> 例えは貧困問題の対策に関して、シジウィックは、フランスの規制付きの私的な慈善、イギリスの公的な救済、およびドイツの強制保険を組み合わせるのが最善であるとする。*ibid.*, p. 165.

<sup>50</sup> *ibid.*, p. 167.

<sup>48</sup> *ibid.*, p. 161.

<sup>49</sup> *ibid.*, p. 160.

自身の幸福を追求する私的な行為を補助して促進させるネガティブな政府の役割、すなわち政府介入の「個人主義的最小限」であった。しかし、現実には各人の行為は、例えば飲酒に耽るなどして、その当人にとってさえ望ましくないような不合理なものとなりかねず、実際問題として個人主義の欠陥が認められるために、依然として社会全体の幸福を増進させる余地が残されている。そこで、シジウィックはこうした個人主義的なシステムの欠陥を補うために、政府の干渉的介入を論じたのであった。さらに、政府の干渉的介入によって個人主義の欠陥を補つてもなお、そこで実現する社会において最大限の社会的幸福という功利主義の理想は実現されておらず、時として個人主義に反するようなポジティブで直接的な政府介入さえ必要であるとして、最後にシジウィックは社会主義的介入について論じたのであった。以上のように、個人主義、干渉主義、さらには社会主義という順で政府のなすべき役割を積み上げていくことで、社会全体の幸福の最大化という政府ないし社会の究極目的がよりいっそう達成されることになるとシジウィックは考えたのであった。

また、その当時の政治的・社会的状況として、個人主義と社会主義の対立という問題にシジウィックは直面していた。そこで彼は、社会全体の幸福の最大化を究極目的とする功利主義を政府ないし社会の究極的規範原理として据えたうえで、それに貢献する「副次的原理」として、個人主義、干渉主義、社会主義のそれぞれを位置づけ、功利主義のもとにこれらの「副次的原理」を統合させようと試みたのであった。すなわち、シジウィックは功利主義を政府の究極的規範原理として提示することで、その下で個人主義と社会主義の対立を和解させ、それらを補完的に活用することで、現実の貧困問題などへの適切な対応が可能となり、さらには社会の究極目的である功利主義の理想の実現に役立てることが出来ることを示そうとしたと言える

のである。また、このように見ると、彼の干渉主義（および間接個人主義）は、個人主義と社会主義の両者の間隙を埋めることで、それぞれの唱道者がその間隙に向かって互いを非難しあうような不要な摩擦を防ぐ緩衝材となっているようにも思われる所以である。

さらに以上のような『政治学要論』における政府のなすべき役割に関するシジウィックの議論は、ミルの『経済学原理』、特に政府の役割を論じたその第五篇から強い影響を受けていると考えられる。とりわけシジウィックの個人主義的介入は、ミルの「政府の必然的機能」<sup>53</sup>に類似しているのである。つまり、シジウィックが個人主義に基づく政府の最小限の役割として論じた各項目は、ミルが「政府の必然的機能」として論じた、課税、財産、契約、相続といった項目に概ね一致し、さらに各々の議論の内容についてもシジウィックがミルを踏襲している箇所が多く見受けられるのである。本稿ではミルとシジウィックの共通点を詳細に論じることはできないが、重要なことはミルとの相違点としてシジウィックが打ち出そうとした部分から、シジウィックの問題意識を読み取ることである。そこで注目されるのは、ミルが『経済学原理』で「政府の必然的機能」以外の政府介入の問題において社会主義を直接的に扱わず「随意的な政府の干渉」や自由放任主義の限界の問題としてそれらを論じたのに対して<sup>54</sup>、シジウィックは社会主義と干渉主義を区別し、さらに個人主義と併置させるかたちで、これら三つを明確に政府のなすべき役割に関する「副次的原理」として据えたことである。シジウィックにとってミルが『経済学原理』第三版以降の改訂によって、あるいは『ミル自伝』の出版によって、社会主義に強い共感を示していることは明白であった<sup>55</sup>。しかしながら、政府の役割

<sup>53</sup> Mill (1848) 訳(5)23頁。

<sup>54</sup> ibid., 訳(5)23頁; 286頁。

<sup>55</sup> Sidgwick (1895).

としてはミルが明確には導入しなかった社会主義を——シジウイックとミルにおいて社会主義の捉え方には差異が存在するであろうが——、功利主義という政府の究極的規範原理のもとに社会主義的介入として取り込むことをシジウイックは自らの方針として明示したのであった。ミルが功利主義の枠から逸れて社会主義やロマン主義へと傾倒し「共同の利益」<sup>56</sup>への希望を抱いていたのかどうかは別にしても、いずれにせよシジウイックは功利主義への強い確信をもって、個人主義、干渉主義、および社会主義に基づく政府の各経済政策が正当化されることを示したのであった。

最後に、これまでに見てきたところの、『倫理学の諸方法』における功利主義の方法と、『政治学要論』における功利主義とが、厳密には互いに異なる意味合いもつことを確認しておこう。近年しばしば注目されるように、功利主義には、社会の規範原理としての意味と、個人の規範原理としての意味の、異なる二種類の意味が存在しうる<sup>57</sup>。つまり、シジウイックが『政治学要論』で政府の規範原理を示す言葉として使用した功利主義とは、政府のなすべき役割は社会全体の幸福を最大化することにあるという、ベンサムやミルが用いた一般的な意味での功利主義である。それに対して、『倫理学の諸方法』において個人の究極的規範原理を示す言葉としてシジウイックが使用した功利主義の方法とは、個人のなすべき行為に関して、他者や社会全体の幸福のために自ら寄与すべきであると考える、博愛や慈惠といった道徳的感情を帯びた個人の義務感を意味する。確かに両者において社会全体の幸福の増進という目的が共有されているのであるが、その行為する主体がそれぞれ政府および個人として異なるのである。そこで、シジウイックにおいてもこうした社会

<sup>56</sup> Mill (1873), 訳203頁。

<sup>57</sup> 松嶋 (2005), 9-11頁。

の規範原理としての功利主義と個人の規範原理として利己主義の方法と並置される功利主義の方法が明確に区別されていると考えられるのである——実際にシジウイックは『政治学要論』や『経済学原理』では、功利主義の方法という言葉を決して用いていないのである<sup>58</sup>。

本稿では『政治学要論』第一部で論じられた政府のなすべき役割について考察した。そこで、統治者である政府が被治者である社会の構成員に向けて行う望ましい介入についてシジウイックは論じたのであった。その一方で『政治学要論』第二部では、あるべき政府の構造として、社会の構成員の立場から望ましい政府の構造について論じられる。例えば、人民による政府の支配という民主主義の問題、政府自体の正当性の問題、様々な政体の中で望ましい政体とは何かといった問題などが論じられるのであり、ミルとの関連で言えば概ね『代議制統治論』に対応する議論であるが、これについては稿を改めることにしたい。

(大阪大学大学院経済学研究科博士後期課程)

## 参考文献

- Baier, K. (1995) *The Rational and the Moral Order: The Social Roots of Reason and Morality*: Open Court.
- Barratt, A. (1877) "The «suppression» of egoism", *Mind*, 1.
- Bentham, J. (1802) *Principles of the Civil Code*. Reprinted in *The Works of Jeremy Bentham*, vol.1 (1962): Russell.
- Collini, S. (1992) "The ordinary experience of

<sup>58</sup> 本稿では個人の規範原理が政府の役割にどのように関連付けられるのかについて具体的には扱わなかったが、例えば「慎慮の基本公準」とはミル自身もそうしているように、利己主義と直接関連するものである。この問題については中井 (2006) を参照されたい。

- civilized life—Sidgwick's politics and the method of reflective analysis”, In *Essays on Henry Sidgwick*, edited by Schultz, B.
- Durand, K.J. (2002) *Sidgwick's utility and whitehead's virtue*: University Press of America.
- Edgeworth, F.Y. (1891) “Review of Sidgwick's *Elements of Politics*”, *Economic Journal*.
- Frankena, W.K. (1992) “Sidgwick and the history of ethical dualism”, In *Essays on Henry Sidgwick*, edited by Schultz, B.
- Goodin, R.E. (1995) *Utilitarianism as a Public Philosophy*: Cambridge University Press.
- Havard, W.C. (1959) *Henry Sidgwick and Later Utilitarian Political Philosophy*: University of Florida Press Book.
- Holley, D. M. (2002) “Sidgwick's Problem”, *Ethical Theory and Moral Practice*, vol. 5.
- Kaplow and Shavell. (2002) *Fairness versus Welfare*: Cambridge University Press.
- Mill, J.S. (1848) *Principles of Political Economy: with some of their applications to social philosophy*: Parker. [末永茂喜訳『経済学原理』(1)–(5)岩波書店, 1959–1963年]
- (1861) *Considerations on Representative Government*: Parker. [水田洋訳『代議制統治論』岩波書店, 1997年]
- (1873) *Autobiography*: Longmans. [朱牟田夏雄訳『ミル自伝』岩波書店, 1960年]
- Miller, D. (1999) *Principles of Social Justice*: Harvard University Press.
- Moore, G. E. (1903) *Principia Ethica*: Cambridge University Press.
- Schneewind, J.B. (1977) *Sidgwick's ethics and Victorian moral philosophy*: Clarendon Press.
- Schultz, B. (2004) *Eyes of universe—Intellectual Biography of Henry Sidgwick*: Cambridge University Press.
- Shaver, R. (1999) *Rational Egoism*: Cambridge University Press.
- Sidgwick, H. (1895) “Economic Lessons of Socialism”, In *Economic Journal*. Reprinted in *Miscellaneous Essays*, in *The Works of Henry Sidgwick* (1996): Toemess Press.
- (1899) “Political Economy and Ethics”, In *Dictionary of Political Economy III*, edited by Palgrave, I. Reprinted in *Miscellaneous Essays, 1870–1899*, in *The Works of Henry Sidgwick* (1996): Toemess Press.
- (1901) *The Principles of Political Economy*, 3rd ed: Macmillan.
- (1902) *Philosophy: its scope and relations*: Macmillan.
- (1907) *The Methods of Ethics*, 7th ed: Macmillan.
- (1908) *The Elements of politics*, 3rd ed: Macmillan.
- Walpole, S. (1892) “Sidgwick's Elements of Politics”, *Quarterly Review*.
- Williams, B. (1995) *Making sense of humanity, and other philosophical papers, 1982–1993*: Cambridge University Press
- Wolff, J. (1996) *An introduction to political philosophy*: Oxford University Press. [坂本知宏訳『政治哲学入門』晃洋書房, 2000年]
- 奥野満里子 (1999) 『シジウイックと現代功利主義』勁草書房
- 中井大介 (2006) 「シジウイック『経済学原理』におけるサイエンスとアート—利己主義と功利主義の関係から—」『経済学史研究』第48巻, 第1号
- 松嶋敦茂 (2005) 『功利主義は生き残るか—経済倫理学の構築に向けて』勁草書房
- 萬田悦生 (1992) 「立法の問題とシジウイックの政治論」, 行安茂編『H. シジウイック研究』以文社

## Utilitarianism as Normative Principle of Government: Sidgwick's Economic Policy Thought in *The Elements of Politics*

Daisuke Nakai

Henry Sidgwick is well known as the author of *The Methods of Ethics*. Sidgwick also published other important work: *The Elements of Politics*. Whereas the significance of *The Methods of Ethics* is recognized, *The Elements of Politics* has not been studied sufficiently.

*The Elements of Politics* has a unique structure. Part I argues government interventions, and Part II examines constitution of government. On the basis of Part I, this article shows that Sidgwick founded his argument on three principles—individualism, paternalism, and socialism—which can be integrated into Utilitarianism, the ultimate principle of government.

Firstly, Sidgwick discussed on government interventions based on individualism. He thought that the private action of an individual which seeks his own happiness is most important for the increase of social happiness. In this individualistic scheme, government intervention was merely to support the action of individuals. However, individuals sometimes act irrationally. Therefore, government has to repair the defect of individualistic scheme by paternal interference. Moreover, even if individualism is aided by paternal interference, social happiness may not be maximized. Government has to rely on socialistic interference which promotes social happiness directly.

Thus, individualistic, paternal, and socialistic interventions of government are integrated into the utilitarianism, namely the greatest-happiness principle.

JEL Classifications: B12; H11; K00; P16.

Key words: Sidgwick; Utilitarianism; Individualism; Socialism.